

個人情報保護取扱特記事項

(総則)

第1条 この特記事項は、この特記事項が付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

2 契約中の個人情報の取扱いに関する規定が、個人情報保護取扱特記事項の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、個人情報保護取扱特記事項の規定が優先する。

(個人情報の保護に係る乙の責務)

第2条 乙は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、この契約書の各条項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、委託業務の処理に関して知り得た秘密（成果品及び設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）及び個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、委託事務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(調査等)

第4条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、必要に応じて、甲の職員に調査若しくは監督をさせ、又は乙に説明、資料の提出若しくは定期報告を求める等の必要な指示を与えることができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要求又は指示があった場合は、それらに従わなければならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(複写・複製の禁止)

第6条 乙は、この契約に基づく事務を処理するため、甲から引き渡された原票、資料等を、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の加工、再生等の禁止)

第7条 乙は、委託事務の範囲を超えて、委託事務に係る個人情報の調査、分析等の処理過程で得られる付随的な情報の使用、当該個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第8条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の適正な管理)

第9条 乙は、甲から提供された原票、資料等のうち、個人情報に係るもの及び乙が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠し、入室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

(搬送責任)

第10条 委託事務に係る甲から提供された原票、資料等及び乙が契約履行のために作成したそれらの記

別記

録媒体の搬送は乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

- 2 乙は、委託事務に係る個人情報を記録した記録媒体を搬送するときは、施錠した専用ケースに入れる等の当該個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

(事故発生の通知)

第 11 条 乙は、委託事務の処理又は実施に際し事故が発生したときは、速やかにその状況について書面をもって甲に通知しなければならない。

- 2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、毀損等であるときは、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(甲又は第三者に及ぼした損害)

第 12 条 前条に規定する事故によって甲又は第三者に対し損害を及ぼしたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

- 2 前項の損害のうち第三者に対するものを甲が負担し、甲から当該負担分の請求があったときは、乙は、当該請求を拒むことができない。
- 3 第 1 項に定めるもののほか、委託業務の遂行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。
- 4 前 3 項の場合その他委託業務の遂行に当たり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(事実の公表等)

第 13 条 第 11 条第 2 項に規定する個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生したときは、甲は、乙に対し、弁明の機会を付与するとともに、必要に応じて、その事実を公表することその他必要な措置を講ずることができる。

- 2 第 4 条第 2 項又は第 11 条第 2 項に規定する甲の指示に乙が従わないときは、甲は、乙に対し、弁明の機会を付与するとともに、必要に応じて、その事実を公表することその他必要な措置を講ずることができる。

(甲の解除権)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の委託事務の処理が不相当と甲が認めたとき。
 - (2) 乙の責めに帰する事由により期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは、既済部分の引き渡しを乙に請求することができるものとする。この場合において、甲は、その既済業務部分に対する業務委託料相当額を乙に支払うものとする。
 - 3 第 1 項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する

別記

額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(記録媒体上の情報の返還及び消去)

第 15 条 乙は、委託事務が完了し、又はこの契約が解除されたときは、乙の保有する記録媒体上に記録された委託事務の処理又は実施に係る一切の情報を甲に返還するとともに、甲の同意を得て委託事務の終了後にすべて消去しなければならない。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、甲との協議の上、委託事務の処理に係る情報が記録された乙の保有する記録媒体を廃棄するときは、第三者に利用されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却、裁断等により処分しなければならない。

(注)「甲」は鹿沼市を、「乙」は受託業者を指す